

順序	手続項目	提出先 受領相手	備 考	様 式	条 例 (施行規則)
1	計画標識設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業区域内の道路に面する部分に地上から1mとなるよう設置（事前協議書提出日以降に設置）すること。</li> <li>・2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。</li> </ul> ※計画標識は2面あります	開発計画に関する標識 (様式第11号)	第20条 (第18条)
2	事前協議書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議書 書類作成要領に基づき作成すること。</li> <li>・提出部数 10部 (都市計画法第29条の許可を要するものは+1部)</li> </ul>	事前協議書 (様式第7号)	第19条第1・2・5項 (第16・17条)
3	周辺説明の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。 (大規模・中規模)</li> <li>・自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ市長に報告すること。(別紙様式)</li> <li>・説明会を行う場合は、開催日の7日前までに計画標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。</li> <li>・説明会以外の方法で周辺説明を行う場合は、その旨を計画標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。</li> <li>・施行規則第19条第1項に規定する開発計画等の説明及び第2項に規定する下記の事項を十分に理解されるよう説明しなければならない。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■計画説明実施報告書の縦覧に関する事項</li> <li>■意見書の提出に関する事項</li> <li>■意見書に対する見解書の送付に関する事項</li> <li>■開発台帳の公開に関する事項</li> <li>■その他、市長が必要と認める事項</li> </ul> </li> </ul>		第21条 (第40条)
5	報告した旨を標識に記入		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画説明実施報告書を都市計画課に提出する旨を計画標識に記載すること。</li> </ul>		
6	計画説明実施報告書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺説明を行ったときは、速やかに計画説明実施報告書を提出すること。</li> </ul> ※計画説明実施報告書の第2面に記載する項目・内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>■開発計画の概要に関する事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○開発事業区域の位置、形状、及び面積</li> <li>○建築物の用途、規模、構造等</li> <li>○建築物の開発事業区域における位置及び周辺の建築物の位置</li> <li>○公共施設等の施工計画</li> <li>○造成計画</li> <li>○工事期間、工法、作業時間及び工事車両の運行計画</li> <li>○中高層建築物にあつては、当該建築物により予想される日影の範囲</li> <li>○中高層建築物にあつては、当該建築物により予想される電波障害の範囲及びその対策</li> <li>○特定用途建築物にあつては、当該建築物の利用に関する事項</li> <li>○その他市長が必要と認める事項</li> </ul> </li> <li>■計画説明実施報告書の縦覧に関する事項</li> <li>■意見書の提出に関する事項</li> <li>■意見書に対する見解書の送付に関する事項</li> <li>■開発台帳の公開に関する事項</li> <li>■その他、市長が必要と認める事項</li> </ul> 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺住民範囲図</li> <li>○説明に使用した図書</li> <li>○(大規模・中規模) 計画標識へ説明会の開催日及び場所の記載されたことが確認できる写真</li> <li>○その他、市長が認める図書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出部数 1部 (大規模・中規模)</li> <li>・提出後、速やかに計画標識に周辺説明実施報告書を提出した旨を記載すること。</li> <li>・計画説明実施報告書の提出のあった次の日から起算して大規模開発事業は14日間、中規模開発事業は7日間都市計画課窓口にて縦覧する。</li> </ul>	計画説明実施報告書 (様式第12号)	第22条第1・3項 (第22第・23・24条)

7	意見書の受領	河内長野市	・ 計画説明実施報告書の縦覧期間、意見書の提出を待つ。		第 23 条 (第 25 条)
8	見解書の提出	意見書提出者	・ 意見書受領後、速やかに意見書の提出者へ提出すること。	見解書 (様式第 15 号)	第 24 条 (第 26 条)
9	見解書の写し提出	河内長野市	・ 意見書提出者へ見解書を提出した後、速やかに都市計画課へ見解書の写し(1部)を提出すること。		
10	事前協議指導事項通知書の受領	河内長野市			第 19 条第 3 項・ (第 17 条第 1 項)
11	事前協議指導事項回答書の提出	河内長野市	・ 事前協議指導事項通知書の内容を十分に理解した上で回答すること。 ・ 指導事項に対し、具体的な回答を行うこと。	事前協議指導事項回答書 (様式第 16 号)	第 25 条 (第 27 条)
12	開発協定締結申出書の提出	河内長野市	・ 事前協議指導事項回答書を都市計画課に提出する時に提出すること。 【添付書類】 ○位置図 ○土地利用計画図 ○事前協議指導事項通知書(写し)及び回答書(写し) ○周辺住民範囲図 ○計画説明実施報告書(写し) ○意見書(写し)及び見解書(写し) ○その他市長が必要と認めるもの ・ 提出部数 開発協定締結申出書、委任状: 1部、添付書類: 3部	開発協定締結申出書 (様式第 21 号)	第 28 条 (第 32 条)
13	開発協定の締結	河内長野市	・ 開発協定を締結してから法的手続を行うこと。		

※事前協議書の提出後速やかに、都市計画課窓口で開発事業の台帳の閲覧を開始します。(大規模開発事業は開発構想段階から台帳を公開します)

※事前協議の標準処理期間は「河内長野市開発事業の手続等に関する条例」第 19 条第 5 項の規定により下表のとおりです。

開発事業の規模	帰属等を受ける公共施設があるもの	帰属等を受ける公共施設がないもの
大規模開発事業	45 日	30 日
中規模開発事業	30 日	20 日